

## 7 認証申込に関するQ & A



## 【認証申込全般編】

---

Q1: 給水用具は、日本水道協会の認証品でないと給水装置として使用できないのでしょうか。(認証を受けないと販売できないのですか)

A1: 給水装置に取り付けようとする給水用具は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが証明されている製品であれば、使用できます。

なお、基準への適合性を証明する方法として、供給者自らの責任のもとで、基準適合を証明する「自己認証」と、日本水道協会品質認証センター(以下「センター」という。)のような中立的な第三者機関が、客観的な立場から基準の適合性を証明する「第三者認証」があります。

また、水道用のJIS製品については、JIS製品認証があります。

---

Q2: 認証を申し込みたいのですが、どこに問い合わせたらいいですか。

A2: センター、大阪支所品質管理課のほか、埼玉・神奈川・愛知の各検査事業所で問い合わせや、認証登録の申請を受け付けております。

---

Q3: 申込書の専用の用紙がありますか。(他の認証機関と様式はおなじですか)

A3: センターの「認証に係る様式」【手順書4 様式集等】により、お申し込み下さい。

なお、当手順書では、申し込みに必要な様式及び記載例について説明していますので、ご参照下さい。

---

Q4: 認証申込みから登録まで、どのくらい時間が掛かりますか。

A4: 認証申込書類が整った状態で提出されてから約2ヶ月位かかります。ただし、浸出試験の実施期間、性能試験の立会日程の調整、認証基本契約(初めての認証申込者)に要する時間等により前後します。

---

Q5: 海外メーカーが、認証登録を申込できますか。

A5: 製造メーカーは、国内国外を問いませんが、認証登録の申込にあたっては、日本国内に法人格のある会社が申込を行って下さい。

申込を受付けした場合、センターでは、認証登録に係わる打ち合わせ、申込書類、事務連絡、工場調査、費用請求等、認証に関わる一切の業務は、全て日本語で行います。

また、認証登録品は、登録時だけでなく、登録後も継続して基準に適合させることが必要になりますので、常に水道法の理解が容易にできる日本語能力を継続的に確保していることが必要不可欠となります。

さらに、認証登録後、品質確認を実施する場所・設備を必ず確保して下さい。

---

Q6: 海外で製品ロット検査を受検できますか。

A6: 海外における製品ロット検査は、日本国内に法人格を持つ海外メーカー(申込者)が、品質確認実施工場として海外の検査場所を登録した場合、申込者からの申込に応じ

て、実施いたします。

その際、本会からは、職員が2名以上で出張いたします。

なお、海外における、製品ロット検査に係る手数料は、規程により、国内で行う場合の2倍となるとともに、出張旅費も人数分ご負担いただきますのでご了承下さい。

また、製品ロット検査時に使用する言語は全て日本語とします。

---

Q7: 海外からの輸入品を販売したいのですが、輸入したものをそのままセンターへ持ち込むことで検査できますか。

A7: センターに認証申込をしない場合、検査することはできません。

---

Q8: 認証登録証や品質確認証明書を日本語以外の言語で発行できますか。

A8: センターでは、給水用具等が、日本の「水道法」で定められた基準に適合していることを証明する第三者認証業務を行っており、認証に関わる全ての業務を日本語で行っています。

従いまして、日本語以外で、認証登録証や品質確認証明書を発行することはできません。

---

Q9: 正本とはどのようなものですか。

A9: 正本は、認証申込時に提出していただいた書類に社印を押印した正式な書類です。(ただし、認証申込後、性能試験や審査の過程で、書類を修正する場合がありますが、正本では、修正後の書類を提出していただきます。)

認証登録後、正本に「認証印」を押印し、申込者、センター、及び品質確認実施工場を所管する検査事業所(駐在含む)でそれぞれ1部保管しますので、必要部数作成して下さい。

---

Q10: 表示用略号とは、どのようなものですか。

A10: 当該製品の認証申込者、製造業者を特定するために必要な情報として製品等に表示します。

なお、1契約者で、複数の認証登録品がある場合でも、1社1マークでお願いします。

---

Q11: 厚生省令第14号に適合している製品は、必ず認証登録を取得できますか。

A11: センターには、安全性を考慮して、独自の認証要件を設けている製品があります。

厚生省令第14号に適合している場合でも、この認証要件を満たすことができない製品は、認証登録の申込を受け付けられない場合があります。

---

Q12: ISO9001又はJISを取得している工場が、認証登録の申込をした場合、性能試験の実施等は省略できますか。

A12: ISO9001又はJIS製品認証を取得している工場から、品質確認方法を自社検査方式として、認証登録の申込があった場合、初回工場調査の際、調査項目を一部省略することはありますが、性能試験は、必ず実施していただきます。

---

---

Q13: JISマーク表示品を認証登録できますか。

A13: JISマーク表示品は、認証登録の対象としておりません。

---

Q14: 浄水器 形(水栓の2次側に設置される製品)単体で認証登録を取得できますか。

A14: 浄水器 形は、単体では給水用具に該当しないため、認証の対象外となります。  
ただし、浄水器用水栓と組み合わせることにより、認証の対象となります。また、審査基準をJWWA S 102(浄水器)に規定された性能項目を付加した特別基準とした場合は、認証の対象となります。

---

Q15: 認証登録後に、カタログ等に認証登録品である旨を記載することはできますか。

A15: 認証登録品である旨を記載すること自体は問題ありませんが、カタログ等に掲載されている全ての製品(認証登録品以外を含む)が認証登録品であるという誤解を与えないようにして下さい。

---

Q16: 認証登録された製品は、いつでも認証マークを表示して製品を出荷できますか。

A16: センターの認証品として出荷する場合(品質認証マークを表示して出荷する場合は、必ず品質確認を実施しなければなりません。  
品質確認を実施していない製品は、センターが水道法の基準を満たしていることを確認した製品となりません。

---

Q17: 自社検査方式と製品ロット検査方式の違いはどのようなものですか。

A17: 【手順書 1 認証制度とは】をご参照ください。  
なお、費用詳細については、【手順書 2】「表-3 費用表」をご参照ください。

Q18: 申込品の本体材質は、どのように区分されるのでしょうか。

A18: 【手順書 2】「表-1 給水用具等(基本基準)」に材料別に区分する製品が決められています。区分する製品については、本体の材料別(青銅、黄銅、FC、FCD、SUS、SCS、ゴム、樹脂、鉛レス等)、製造方法別(鋳造、鍛造)、表面処理別(クロム酸処理、リン酸処理等、処理方法別)に区分して登録することになります。  
例として、青銅の場合、青銅鋳物6種(CAC406)と青銅鋳物7種(CAC407)は同じ区分で、ビスマス青銅鋳物1種(CAC901)とビスマスセレン青銅鋳物1種(CAC911)はそれぞれ別の区分となります。また、SUS304とSUS316は、双方ともオーステナイト系ステンレスであることから同じ区分となります。

---

## 【契約編】

---

Q1: 契約の締結はどのように行われますか。

A1: 初めてセンターへ認証申込した申込者は、審査の結果、適合となった時点で、センターとの間に認証基本契約を締結していただきます。

契約締結にあたっては、センターから【手順書 6】「認証基本契約書」を2部お送りしますので、内容をご確認の上、署名・捺印いただき、1部をセンターへご返送下さい。(1部は、申込者が保管してください。)

契約書の作成は、【手順書 3】「契約書の作成について」を参照して下さい。

---

Q2: 認証申込や、契約は、本社名でなければなりませんか。

A2: 必ずしも本社である必要はありません。日本に法人格があれば各事業本部単位や工場単位でも可能です。

---

Q3: 会社が吸収合併等によって会社組織が変更になる場合、または、認証登録品を他社へ譲りたい場合、どのような手続きが必要ですか。

A3: 【手順書 4】「(様式1-22)登録事項変更届」に【手順書 4】「(参考:別紙5)権利移譲合意書」(両社連名での署名、捺印)を添付して届出してください。

また、譲渡先の会社等と新たに認証基本契約を締結する必要があります。

登録内容の変更ですので、【手順書 3】「給水用具等申込者の提出書類および提出部数(受付)」を参照して、申し込んで下さい。

---

Q4: 契約時の代表者が変更となる場合、新たな代表者名で契約を締結し直す必要がありますか。

A4: 認証基本契約は、会社等との間に締結するものですので、代表者の変更により、契約を締結し直す必要はありません。

---

Q5: 他社の認証登録品を自社製品として販売したい場合は、どのような手続きが必要でしょうか。

A5: 連携販売方式(OEM)による認証申込をしていただきますので、【手順書 3】「他社の既認証登録品を自社製品として登録する場合について(OEM登録)」を参照して、申し込んで下さい。

---

## 【性能基準・性能試験編】

---

Q1: 給水用具の性能基準は、どこに定められていますか。

A1: 厚生省(当時)が定めた「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)」(【手順書 5 法令等】参照)によります。  
また、試験方法は、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号)」(【手順書 5 法令等】参照)によります。これを規格の体系にしたものが、JISS3200-1～7です。

---

Q2: 資機材等・薬品等の基準は、どこに定められていますか。

A2: 厚生省が定めた「水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)」(【手順書 5 法令等】参照)の別表第1、別表第2によります。

---

Q3: 基本基準・特別基準・技術的基準とは、それぞれどのような基準ですか。

A3: 基本基準とは、給水用具について、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」による基準のことです。  
技術的基準とは、水道資機材等及び水道薬品等について「水道施設の技術的基準を定める省令」による基準のことです。  
特別基準とは、基本基準又は技術的基準に適合した日本水道協会規格(JWWA)及び、センターが認めた団体規格による基準のことです。

---

Q4: 申込品の浸出性能試験は、どこで行えばよいのですか。申込品の試験に関して、「センターが認める検査機関」とは、具体的にはどのような機関ですか。

A4: 国公立の試験機関、計量証明事業所認定を受けている試験機関、またはJNLA登録試験所等、それに準ずる能力のある検査機関など、JISS3200-7(水道用器具 浸出性能試験方法)に規定された浸出性能試験が行える試験機関で実施してください。  
また、センターに認証申込する場合、川口試験所で行うこともできます

---

Q5: 浸出性能試験のサンプルは、製品を一つ提出すればよいのですか。

A5: 試験項目により、分析に必要な浸出液の量が異なるため、供試品の数量が替わりま  
す。試験機関の指示に従ってください。

---

Q6: 浸出性能試験の試験項目は、全て実施しなければならないのですか。

A6: 浸出性能試験で実施する項目は、水に接する部分の材料についてJIS S 3200-7(水道用器具 - 浸出性能試験方法)の表2(材質別項目)によりご確認ください。表に記載されていない材料は、「浸出する可能性のある全ての項目。ただし、成分試験等により材料又はその原料に含有されていないことが証明されている場合、又は試験を実施しても浸出する量が基準値の1/10以下であることが証明できる場合は、その項目は省略しても良い。」とされています。

---

---

Q7: 構成部品に、認証登録品を使用しようとしています。試験は省略できるのですか。

A7: 構成部品に品質認証マークが表示されていることを確認することにより、その構成部品が関与する性能項目については試験を省略することができます(ただし、浸出性能を除く)。

---



## 【認証に要する費用編】

---

Q1: 認証登録をしたいのですが、費用はだいたいどれくらいかかるのですか。見積書は出していただけるのですか。

A1: 【手順書 2】「表-3 費用表」により算出します。申込内容によって異なりますので、【手順書 1】及び、【手順書 3】にある費用計算例をご参照下さい。  
また、見積書については、発行しておりません。

---

Q2: 浸出性能試験を川口試験所に依頼した場合、費用はどのくらいかかりますか。

A2: 申込品の種類、該当する試験項目、コンディショニングの有無等により、試験費用が異なります。申込品の材質等を明確にした上で、お問い合わせ下さい。

---

Q3: 認証申込に関する相談のみの場合も、費用が発生しますか。

A3: 相談のみの場合は、費用は発生しません。

---

Q4: 10月以降に認証登録された場合登録料の割引がありますか。

A4: 認証登録日が、10月1日から、翌年の3月31日となる場合、登録料は、「認証に係る費用規則」(【手順書 2】「表-3 費用表」参照)に定める額の1/2となります。

---

## 【製品ロット検査方式編】

---

Q1: 製品ロット検査方式とは、どのような検査方式ですか。

A1: 認証登録された製品が、登録している内容のとおり性能基準を満たしているかを確認するための方法の一つで、センター職員立会のもと、製品を市場へ出荷する前に、申込者の試験設備を使用し、JISZ9015-1987(計数調整型抜取検査の1回抜取検査方式)に基づいた抜取検査を実施し、品質を確認する方式です。  
製品ロット検査の結果、適合となったロットの製品が、センターの認証品として、品質認証マークを表示することができます。

---

Q2: 認証登録後、製品ロット検査の申込はどのようにすればいいですか。

A2: 品質確認実施工場の所在地により、所管する検査事業所等が決定します。  
製品ロット検査を受検する際は、所管する検査事業所等へ「様式2-1 製品ロット検査方式品質確認申込書」(「手順書4」「様式集」参照)をご提出下さい。

---

Q3: 製品ロット検査に必要な検査設備は、どのようなものですか。また、設備の審査はあるのでしょうか。

A3: 認証登録品に付加された性能項目に関する検査設備が必要です。ただし、浸出性能、耐久性能、耐寒性能、負圧破壊性能(基準以上の吐水口空間が確保された製品)については、形状・寸法の確認により実施します。  
適切な試験設備を使用しているかどうかは、登録後、製品ロット検査時に確認いたします。

---

Q4: 品質確認検査時の浸出性能はどのように確認するのですか。

A4: 接水部の形状・寸法及び材料が認証申込時の図面等と同一かどうかを確認します。

---

Q5: 耐圧検査で水圧をかける代わりに、空気圧ではなくリークテスター(ガス)を使用しても良いですか。

A5: 基本基準の場合、所定の圧力をかけることができれば可能です。ただし、抜取数の95%までとし、残りは水圧により行ってください。  
特別基準の場合は製品毎に規定された検査方法により実施してください。

---

Q6: 製品ロット検査時に、ロット検査数量全てを用意する必要がありますか。

A6: 製品ロット検査は、申込されたロット製品数量の中からセンター職員が任意に抜き取って検査を実施しますので、原則として全数用意してください。(連続生産ロットを適用する場合は、製造ラインから任意に抜き取ります)

---

Q7: 製品を協力会社や海外の工場で製造していますが、製品ロット検査を抜取り数だけ自社で受検できますか。

A7: 抜取りは立会いする検査員が行うこととなっていますので、製品ロット検査では申し込みされたロット数量の全数を用意して下さい。または、協力会社等の製造場所を品質確認実施工場として登録し、そちらで製品ロット検査を受検して下さい。

---

Q8: 製品ロット検査に時間が掛かるため、複数日に渡っても良いですか。

A8: 1日で検査を行える数量を1回のロットとしてください。複数日に渡る場合は、ロットを分けてください。

---

Q9: 製品ロット検査時に行う材料検査の際に提出する材料試験成績書(ミルシート等)は認証申請時に添付した当時の成績書でも良いですか。

A9: 本会の認証業務規定集にもありますが、材料検査は検査の都度、認証登録品と同一の材料を使用しているか調べるために行うものですので、当該ロットの成績書を準備してください。

---

## 【自社検査方式編】

---

Q1: 自社検査方式とは、どのような検査方式ですか。

A1: 認証登録された製品が、登録している内容のとおり性能基準を満たしているかを確認する方法の一つで、センター職員が、品質確認を実施する工場に赴き、品質管理体制を調査・審査し、その体制が適切であると認められた場合は、自社検査をもって品質を確認したものとする方式です。

自社検査の結果、適合となった製品が、センターの認証品として、品質認証マークを表示することができます。

なお、自社検査方式で登録した場合、品質確認を実施する工場が自社検査工場認定要件を継続して満たしていることを確認するため、年1回の定期工場調査を実施します。

---

Q2: 自社検査方式を採用する認証登録品の品質確認実施工場は、ISO9001を取得していなければならないのですか。

A2: ISO9001を取得している必要はありません。センターの自社検査方式認定要件を満たしていれば、自社検査方式を採用する認証登録品の品質確認実施工場として登録できます。

---

Q3: ISO9001を取得していれば、調査は省略できますか。(定期工場調査はサンプル試験のみにできますか。)

A3: ISO9001を取得している工場であっても工場調査は行います。ただし、調査の一部を省略することはあります。

---

Q4: 工場調査に要する時間は、どれくらいですか。

A4: 工場調査の対象となる工場の管理状況や、調査の進捗状況により、調査時間は異なりますが、おおよそ、初回工場調査の場合、4～5時間程度、定期工場調査の場合、3～4時間程度になります。

---

Q5: 協力会社で製造委託し、製品検査だけを自社で行っていますが、自社検査方式の品質確認実施工場として登録するのは、自社で良いですか。

A5: 自社検査方式では、製品を実際に製造している工場が品質確認実施工場となりますので、この場合、協力会社の工場を品質確認実施工場として登録していただきます。

ただし、製品検査を協力会社の工場で行わず、自社で行う場合は、自社についても品質確認実施工場として登録する必要があります。

---

Q6: 自社検査方式を採用していますが品質認証マークを使用していない場合、品質認証マーク使用状況報告書は提出しなくてもいいですか。

A6: 品質認証マークの使用がない場合でも「品質認証マーク使用状況報告書」は必ず提出してください。

---

Q7: 品質認証マーク使用状況報告書は必ず認証契約者から提出しなければなりませんか。

A7: 認証契約者、品質確認実施工場どちらからの提出でも構いません。  
ただし、報告書は、認証契約者毎、かつ品質確認実施工場毎に作成してください。

---

## 【設計変更編】

---

Q1: 既認証登録品の型式を追加変更したいのですが、用意する書類は何ですか。

A1: 基本的には当手順書の通りですが、変更内容によって必要な書類は異なりますので、お問い合わせください。

---

Q2: 既登録品の継手などで同時に複数の厚さ寸法だけを変更する場合、性能試験は複数行う必要がありますか。

A2: 変更品の中で試験条件が最も厳しい製品(同一呼び径で厚さ寸法が最も薄い製品、既登録製品と同等であることが明確でない製品等)を代表として性能試験を行うことができます。

---

Q3: 登録製品の内径が0.1mm小さくなった場合、変更届出書を提出する必要がありますか。

A3: 設計を変更したのであれば提出が必要です。

---

Q4: 口径が大きくなったものを初めて追加しますが、厚さ寸法も大きくなっていれば性能試験は省略できますか。

A4: 耐圧性能の場合、原則として呼び径毎に確認する必要があります。呼び径が大きくなった場合は、厚さ寸法が大きくなっても性能試験を実施します。

---

Q5: 既登録品と異なる素材でも構造が同じである場合は、改めて認証登録を申込する必要がありますか。

A5: 構造が同じであっても、材料が異なれば基準適合の確認は改めて必要です。認証品として販売する場合は設計変更申込をしてください。

---

Q6: 認証申込時に提出した図面に構成部品としてSUS304の管を使う旨を表記しましたが、SUS316に変更する場合、浸出試験項目も同じであることから設計変更申込の必要はありませんか。

A6: この場合も浸出試験の要不要は当会で判断しますので、まずは設計変更申込が必要です。

---

## 【その他区分の製品について】

---

Q1: 当社の製品は、おいしい水を生成するのですが、その効能を試験して認証していただけますか。

A1: 水質を変化させる製品の認証申込みについては受付できません。

---

Q2: 当社の製品は、配管内の赤サビを除去する性能があります。その効果は当社で実証済みで施工実績も十分ですが、認証する際の性能項目として謳ってもらえるのでしょうか

A2: 水質を変化させる製品の認証申込みについては受付できません。

---

Q3: 当社の製品は、残留塩素を除去し、蛇口からカルキ臭のしない水道水が出るようになる製品ですが、認証登録は可能ですか。

A3: 水道の末端に取り付ける浄水器以外で残留塩素を除去する製品は、認証登録できません。

---

Q4: 既登録のセラミックボールを封入した製品について、呼び径が大きいものを追加登録したいのですが、管の接水面積の条件は緩くなるので、浸出試験は必要ないと認識していいですか？

A4: セラミックボール等を入れた製品の場合、通常の管と異なり、呼び径が大きくなるとセラミックの絶対量が増える機種の場合、接水面積の条件が一概に緩くならない場合がありますので、接水面積比を計算していただき、既登録品より接水面積比が大きくなる場合は浸出試験を行っていただく必要があります。

---